

檀原市立新沢小学校 いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめ防止のための基本理念

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
いじめは児童の心を深く傷つけるものであり、重大な人権侵害である。
いじめはどの子どもにも、新沢小学校にも起こり得るものであるという認識を持ち、いじめを見逃さない
- 互いに人格を尊重できる豊かな人間関係を築く。
いじめについて児童に十分な理解を促すとともに、児童が互いの人格を尊重できるが人間関係、学級・学校づくりを行う。
- 地域社会全体で取り組む
校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめ管理職及び複数の教員等からなるいじめ問題対策委員会を別に定める。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3 いじめの問題への取組

(1) いじめ防止

教職員が一人一人の子どもに寄り添い、子どもの声を受け取る、温かく・ぬくもりのある教職員集団をつくるとともに、子どもの主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開することで、子どもの居場所づくり、絆づくりを行う。

子ども自らがいじめの問題について考え、主体的にいじめの防止に向けて行動を起こせるような取組を進める。

(2) 早期発見

子どもの危険信号を見逃さないために、子どもの話に耳を傾けたり、子ども目線で物事を考えたりすることで、子どものおかれている状況や心情を理解することに努める。

県のアンケートや本校で実施している生活アンケートを活用し、本人の申告はもとより周りの児童などの気づきを大切に、本校に配置されているスクールカウンセラーの紹介やいじめの相談の窓口があることを児童に知らせる。

(3) 早期対応

いじめ事象（疑われるものも含め）を確認した場合、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行い、解決に向けて教職員一人で抱え込むことなく、学年及び学校全体で組織的対応を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に見守り、指導を行う。

4 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。